

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 堀内六郎

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1981年5月25日発行

第13巻 第5号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

核武装組織の巨大化と防衛

Colossal Nuclearweapon System and the National Defence

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

巨大化した核武装システムには、超大国の直接衝突を阻む力がある。このマンモス組織のかげに生ずる死角は、超大国の攻撃の場になることがある。このような情勢の展開を、スウェーデンの著名な軍事評論家ニルス・アンドレーン教授は、次のように説明している(『国際関係の展開とスウェーデンの防衛ドクトリン』1978年 フェルスワール・オク・セッケルヘーツポリティク社 134—139)。

これは、テロバランスの作用によって超大国が軍事行動の行き過ぎを自粛するからである。ところがこのテロバランスがまか不思議な力で一方の超大国の局所的な攻撃企図を成功させることがある。ある超大国が迅速な行動によって限定地域で作戦に成功する。だが他の一方の超大国が金縛りにあったように手出しができない。このような現象は、後者が弱みを自覚している場合に多く見られる。

アンドレーン教授の意見によれば、このような舞台になるのは東方ブロックでは西欧民主主義への傾斜によって内部分裂の起る国々、西方ブロックではNATOの配備の手薄な地域の国々などであるが、防衛力の弱い非同盟国にも東西両陣営から狙われる危険がある。

教授はこのような情勢展開をスウェーデンに当てはめて、次のように論じている。

スウェーデンの対侵略抑止力は、全ヨーロッパと北欧の平時バランス維持のため不可欠な要素である。しかしこの伝統ある防衛ドクトリンに、さらに両超大国ブロック間の核バランスが破れない

ままに起る危険の場合の対策を新たに加えることが必要になった。

核の死角において行われる超大国の攻勢には、作戦の形態をとらないものがある。1978年のスウェーデンの防衛委員会の意見書は、この問題を取上げている。

戦争によらずにある国内において政治目的を達成するために、その国の国内テロリストグループを利用することがある。このような工作を国際問題の討論では、代理戦争と呼んでいる。スウェーデン攻撃の準備として、先ず国内を混乱状態に陥れるために、大国が代理戦争をしかける場合がある。これに対する予防策は心理国防の平時適用である。

核死角戦争論もテロの国際化による代理戦争も、日本は他人ごととして軽視することはできない。

目次

核武装組織の巨大化と防衛……………小野寺 信…1
豊かな国は適応できるであろうか、その必要と困難……A・リンドベック教授 (末永 文平 要訳) …2
スウェーデンのオンブズマンの制度と機能(2)……4
スウェーデンに関する最近の著書論文 (内藤英憲) …6
SIPニュース……………7

豊かな国は適応できるであろうか、その必要と困難

Can the Rich Countries Adapt? Needs and Difficulties

ストックホルム大学国際経済研究所長 アッサール・リンドベック教授

Prof. Assar Lindbeck

生産構造を新しい状況に適応させるということは、現在、ほとんどのOECD諸国で熱心に議論されている問題である。ここに、この議論への一助として、以下の5つの主要点を指摘してみよう。

1. 現在、OECD諸国には、おそらくこれまでの20年間より以上に大きな、資源の再配分に対する必要があろう。

これには2つの要因があり、その第1はエネルギー価格の激変および労働条件と環境保全の硬直した基準のため、先進OECD諸国において、たとえば部門間の相対的費用が本質的に変化したことである。また第2には、新しい国際的競争状況が出現したことで、それは新しい低費用原材料資源の開発と、日本、南ヨーロッパおよび東ヨーロッパなどのいわゆる新工業国(NICs)における生産と技術能力の確立によるものである。

2. 同時に、OECD経済は、この資源再配分をスムーズに実行する適応能力が低下している。

技術や国際貿易における基本的変化とか福祉国家改革のための「2次的効果」とか、想像される関連的諸圧力をみてみよう。

●第2次大戦後、工業製品の貿易は先進諸国相互間で拡大したが、今後のそれは、先進諸国と新工業国との間に起ってこよう。その場合、相対的要素価格とか需要パターンの差違は、先進諸国間におけるよりも大きいから、今後は鉄鋼、自動車などという部門内の取引増大より、部門間でより大きく取引が増加しよう。従って部門内、企業内での資源の再配分ではなく、各部門間でのそれが要求されよう。

●先進国では、衰退しつつある農業、繊維工業等の部門は、小規模が支配的であるが、現在規模縮小が予想されている鉄鋼、造船、化学および自動車部門は、大きな生産規模がその特徴である。ある場合には、これらの産業は特定の町や地方を支配する。したがって、構造変化の過程が地方の断絶を生じ、その結果としてより明確な社会問題

を生むことになる。

●70年代には、経済的な保障と平等が政治的に再定義された。すなわち、所得を保証し平等化することや高水準の雇用を確保するという願望が、人々の現在従事している仕事やそこからの所得を保証するという目的に変わった。しかしこの再定義は、政府や法的規制による干渉のため、労働市場が資源配分の伸縮性を失うことを意味した。

●資本市場、企業家能力、技術革新等における資源配分の伸縮性が低下した国もある。その第1の理由は、株式とか産業債のような「生産性のある」投機資本からの収益に重税が課せられたためである。そのため生産的な投資にまわる分が切手や美術品に逃げてしまっている。第2には、利子率の上限設定とか、資産選択のコントロールとかの、政府統制の急増がある。「政治的価格」のような、生産物価格形成に対する政府干渉も、政治家の決定は常に不振企業救済の方向へ向う傾向があり、資本市場における資源配分の伸縮性を低下させてきた。また、日本を除くOECD諸国に特徴的である、労使の緊張も、経済の伸縮性や技術革新行動を減退させるものである。

●低成長率、低稼働率、低利潤率という現在の趨勢は、投資や技術革新の意欲を弱め、その結果新しい仕事が生れず、このため新しい状況における資源再配分および適応の問題がより困難になっている。既存の企業の労働者に対し、以前からの職を保護することの方が、未知の企業の労働者に新しい仕事を創り出すことよりずっと容易ではあるが、しかしそうした労使のなれあいは経済成長率を低下させ、投資機会や新しい仕事への労働の移行をより少なくしている。

3. 政府は、少なくとも原則的には、設備稼働率、投資したがって資本蓄積からの収益等の増大を意図した、マクロ経済政策と、市場不完全性の排除を意図したミクロ経済政策とをもって、これらの困難の緩和に、手を貸すことができよう。

適応を助長するため、マクロ経済的環境整備を
考える場合、一部労働者とその組合の側における
企業利潤許容の欠如と、OECD経済の需要拡大
を危くするインフレ傾向とが、2つの障害となる。

前者は、成長率の回復を困難にするが、もし多
くの労働者達が株式の大衆化により資本収益の分
け前にあずかり、また労働者の経営参加が進むな
どすれば企業利潤の許容程度は上昇しよう。また、
後者は稼働率の上昇を難しくするが、これに
対する方策はマクラーケン報告にあるように、
「政府は価格、賃金およびその他の経済要因の展
開と無関係には、完全雇用を保証できない。」とい
うことを政府が表明することと、失業に関して
は、労働組合に失業問題より以上にインフレに対
してもっと責任をもたせることである。

企業利潤の許容やインフレ傾向の緩和には、労
働組合の新しい役割が必要とされる。ケインズ革
命は、政府がマクロ経済政策を通じてなしよう
ところを誇張したが、今や、政府能力の限界と、マ
クロ経済的發展にとって労働組合の能力と責任と
が、強調さるべき時期なのである。

● OECD経済の適応性増大のためのミクロ経
済政策としては、政府は、労働市場、生産市場、
資本市場、企業家能力等の資源配分の伸縮性回復
のために、市場規制をやめることや、現存規制の
見直しなどをしたらよい。

この市場規制をしないということは、直接的に
は、自分が生み出した障害の排除に関して、政府
はネガティブな役割を演ずるにすぎないというこ
とである。しかし、そこには、経済的補償とか、転
職者の再訓練のような公的計画の拡大というポジ
ティブな面もある。政府はポジティブな役割を果たし、
またそうでなければ、資源再配分に対する国民の
支持はえられないであろう。

ところで、政府が効率や経済の伸縮改善のため、
将来の資源のあり方やその方向への指導などを予
測しうるかといえは、はなはだ疑問である。経済
の様々な分野における、比較優位、不利を正しく
予見するのは、集権化された政府レベルでは不可
能である。また、不利なセクターの圧力団体によ
って政策がまげられるということもある。将来高
度に発展した諸国では、中央政府の予見などは
なく、新旧各企業という個々の意志決定単位の分
権的研究によって、比較優位性は見出されよう。

マクロおよびミクロの経済政策は、社会的、政
治的、経済的環境を生み出すために用いられてき
たわけだが、大企業の経営者達は、近視眼的で頑
固であるから、中小規模企業の成長に便宜を与え
かつ新企業の参入を促進するような状況を創り出
すことが大切である。

4. われわれの経済の資源配分の伸縮性が低下し
たことについて、政策決定が大いに責任あるも
のとしても、その過程が逆転されるかどうか
は明白でない。

経済学者とか有識者の提言が、政策を改善し
うという議論があるが、資源配分の伸縮性を弱め
る政策は、「無知」とか「愚かさ」から生じたの
ではなく、高度に競争的な政治機構の基本的メカ
ニズムの中に体系的に組み込まれているのであ
る。そこでそれを補足する方法としては、政治的
過程のルール、つまり政治的な制度や法律を変え
るということが考えられる。

より伸縮性のある経済体系への、このよう
な「制度的アプローチ」というのは、より長期にわ
たる展望をもち、一般大衆の利益を強調するよう
な方向への民主的意志決定機構の再検討、具体的
には、選挙期間延長、特別な問題に対する国民投
票の多用、政党間の競争をなくすための連合政党
結成、中央銀行のより高い独立性の保持などの改
革がそれだといえよう。

「政治的につくりだされた」市場不完全性は、
政府支出の増大と結びついているから、政府支出
増加の決定は同時にそれをまかなう増税の決定と
併せ考慮しなければならない。すなわち、税金の
引き上げは政府支出を制限する政策決定となり、
そのことが、市場不完全性を抑制することになる
のである。

とにかく、以上のような政策的改革が、単に素
朴にすぎると決めこむことは、西側経済におけ
る、現在の伸縮性の欠如を永続させる危険をおか
すものといえよう。

5. 現在OECD諸国が、一層の資源の再配分な
しでやっていける余裕があるほど豊かだと、簡
単に結論することは、よくないのではあるまい
か。

たとえあまり現実的な方策ではないとしても、
良識ある意志決定者と国民により、また政治的意
志決定機構の改革などにより、われわれの経済の
資源配分の伸縮性を増大させることは、不可能で

あろうか。

世界市場の競争的状況は、絶えず変化しており、資源再配分の拒絶は生活水準の低下に帰着する。競争は、様々な生産部門での「付加価値」を低める。ある先進国では、造船業で実際にこのことが起きており、そこでは、中間製品の市場価値が生

(The OECD Observer, No.108, January 1981, pp. 6~9より許可をえて 末永 文平 要訳)

スウェーデンのオンブズマンの制度と機能 (2)

Swedish Ombudsman (2)

フランク・スティシィ

Frank Stacey

4 情報公開制度とアクセス

オンブズマンは、政府機関から事件に関するすべての文書を要求できるし、各機関はそれを拒むことはできない。しかし、報告書の作成にあたりオンブズマンは、安全保障問題に関連する文書を引用してはならない。オンブズマンレポートのすべては、オンブズマンへのもとの苦情と同様に新聞の閲覧に供される。このアクセスの程度は、報道の自由が法律によって確立されたと同時期にあたる1766年、スウェーデンに制度化された公文書への公衆のアクセス原理に端を発している。したがって、英国では、これとは逆の原理が公文書に適用される。すなわち、英国においては、それらを公衆や新聞に伝達する特別の決定がなされなければ、すべての公文書はマル秘扱いであるのに対し、スウェーデンでは、それらを秘密にする特別の理由がなければ、すべての公文書は公衆と新聞による調査に供される。

ジャーナリストは、オンブズマンの決定や新しく申し立てられた苦情の関連書類を閲覧するために、毎朝、事務局を訪問する。新聞へのオープン・アクセスの提供は、アクセスを厳格に制限している英国の制度よりも有利である。英国の議会コミッショナーは、事件を終結すると、苦情を申し立てられた公務員および関連省の事務次官はもちろんのこと、その事件を持ち込んだ庶民院議員に報告書を送付する。したがって、議会コミッショナーの報告を新聞に伝えるか否かはその議員だけであるが、ほとんどの事件においてこれをしない。議会コミッショナーは、苦情申立人の名前を示す特別報告書による稀な場合以外、無記名で報

産された船のそれよりも高いのである。もしわれわれが、他の工業部門においても、生活水準の低下を伴う同様な展開を避けたいと思うならば、とにかく資源の再配分が十分可能なほど伸縮性のある経済体系に、復帰するのが良策だということである。

告書を発行する。四半期毎に調査結果は発行されるが、しかし、無記名であること、議会コミッショナーによるなんのコメントもなされないことは、これらの季刊出版物を絶望的に不明確なものにしている。

その結果として、英国の議会コミッショナーは、自己の力をひた隠すことにもなる。一般公衆は、コミッショナーの活動に関する情報がほとんど新聞に報道されないため、その有効性について十分認識していない。対照的にスウェーデンでは、新聞はオンブズマンのすべての事件を入手することができ、いかにそれを詳しく報道してもよい。この自由な接近は、スウェーデン国民にオンブズマンの存在を認識させる役割を果たしていることは確かであり、極く一般の人々がオンブズマンの救済措置を求めている。

しかしながら、ルンドヴィーク氏は、パブリシティに関して現況に十分満足しているわけではなく、新聞は報告書よりも苦情をより大きく報道する傾向があると感じている。苦情の方がしばしばセンセーショナルである以上、これは理解できるが、編集過程において報告書はしばしば、ずたずたに切られ、報告書本来の意図を認め難い場合がある。もちろんこれは、自由なアクセスに対するというより、新聞に対する批判である。新聞社はオンブズマンが望んでいる程、必ずしも責任ある素材の取り扱いをしていないが、オンブズマンの報告書は、中央・地方紙を通じてかなり報道されていることは明らかである。英国の研究者にとって、オンブズマン報告書に対する新聞の自由なアクセスは、全く好ましく見える。しかし、元苦情

に対する自由なアクセスを許すべきか否かは疑問の余地がある。 Rundvik氏は、スウェーデンにおける世論の動向からして、元苦情への新聞の自由なアクセスは拒否しがたいと筆者に指摘した。

英国の議会コミッショナーに関して最も論議された特質の一つは、コミッショナーは、「過誤行政の結果」、苦情申立人によって訴えられる不当に関する事件にのみ、報告書を作成すると限定されていることである。この種の制限は、現実において、スカンジナビアのオンブズマンにも該当すると時折主張されるが、スウェーデン・オンブズマンには当てはまらない。かれらは、政府・官吏の行った行動指針の適正のみでなく、決定が妥当であるか否かに関してレポートできる。

Rundvik氏の任務範囲に属する一行政分野の一例を挙げてみよう。かれが郵便サービスに対する苦情調査の責任者であった時分のことである。スウェーデンでは、かなり最近まで、各家庭は各自の門のところに小さな郵便箱を設置し、そこへ郵便集配人が手紙を配達し、またそこから郵便物を収集していた。数年前に、手紙の回収を能率よくするため、ある家庭にのみ郵便箱が割り当てられるという決定がなされた。その後、Rundvik氏は郵便箱が撤去されたことに対する多くの苦情を世帯主から受理した。たとえば、ある老婦人は、凍った道路を歩いて郵便物をとりに出かけなければならないので自分の郵便箱を与えて欲しいという苦情の申し立てをした。このような苦情申立人には同情はするが、車による郵便物の集配の場合、集配人が各家庭に止っていたのでは非常に時間の浪費になるので、郵便公社の決定を非難することは正しいとは考えないと述べた。しかしながら要点は、決定が妥当であるか否かを示すのはオンブズマンの自由であるということである。かれは、手続上の問題に限定されることなく、その決定が適切になされているか、また消費者代表と十分な協議がなされたかどうかなどを十分考慮する。

1967年法によって、英国の議会コミッショナーが課せられた他のいくつかの制限についてはどうであろうか。スウェーデンにおいてもそれと類似なものがあるであろうか。たとえど、英国の立法は、通常、苦情申立人が普通裁判所ないし行政裁判所において救済手段をもつ場合には議会コミ

ッショナーは、苦情の調査をしないことを規定している。同法は、苦情申立人に裁判所もしくは審判所への訴えを期待することが妥当でないと看做される場合には、この制限を撤回する裁量を議会コミッショナーに与えている。しかしその意味するところは、これはあくまでも例外であるということである。現実には、もし苦情申立人に裁判所や行政裁判所において救済手段の道が発見されると、議会コミッショナーは、しばしば事件を拒否したり中断したりする。たとえば、刑務所の医療当局は、受刑者の治療について怠慢があり、それが死亡原因となったという苦情の監察を中止した。受刑者の妻が裁判所において救済手段をもっている如く見えたからである。

スウェーデンのオンブズマンには、こうした制限はない。しかし、オンブズマンに送られてくる事件数の増大している今日、送付された事件の中に裁判所や上級機関への上訴の道がある場合には、オンブズマンはその調査を拒否することもできる。但し、行政に重大な間違いがあるか、そこに重大な要素が存在するようにみえる場合、オンブズマンは、直ちに、苦情申立人に上訴するチャンスの活用を求めることなく調査を開始する。オンブズマンの調査後、苦情申立人が事件を裁判所に訴える決意をした場合、かれは裁判に要する事件の陳述のために、オンブズマンの報告書を利用することができる。これは意義ある配備のように見える。

英国の法令は、その方法から逸脱し、議会コミッショナーが、裁判所および行政裁判所の分野を侵さないことを保証しようとしている。たとえば、コミッショナーは、事件を行政裁判所へ移す以前であれば苦情申立人に対して、政府省庁が正当に行動していないという苦情の調査をすることができる。しかし、審判所による事件の取り扱いについては調査しない。

こういった禁止は、スウェーデンのオンブズマンには設けられていない。かれらは、普通裁判所においてこの種の苦情を調査することができると同様に、行政裁判所が不当ないし不公平な行動をとっているという苦情も調査できる。

5 法律の専門家としてのオンブズマン

スウェーデンのオンブズマンは、すべての中心的サービスを網羅する広範な権限をもち、過誤

行政を申し立てる事件の限定もない。その上、英国の議会コミッショナーが制限されているその他多くの面にわたる制限もなく、また、公衆も容易にオンブズマンにアクセスできる。こうした点から、かれらが受理する大量の事件を十二分に処理するために、いかなる種類のスタッフが必要であるか注目することは興味がある。まず、オンブズマンは法律家でなければならない。したがって、大抵のオンブズマンは裁判官である。オンブズマンが裁判所や行政審判所に関連した広範な権限を有する以上、こうした点は論理的である。しかし、これは、かれが英国の裁判官と同様の訓練とバックグラウンドをもつ裁判官であることを意味してはいない。

英国の裁判官は、個人的法律事務所における法廷弁護士として（もしくは極く稀な場合にのみ事務弁護士として）キャリアを開始するのに対して、スウェーデンの裁判官はキャリア公務員職の一員であり、通常、大学卒業時に公務員職にリクルートされる。スウェーデンにおいては、素人の裁判官によって構成されている英国の治安判事裁判所に匹敵するものはない。スウェーデンの地方裁判所は、キャリア裁判官によって統括されてい

るゆえに、裁判官は公務員であるので、英国の裁判官よりも行政問題にかなり通じている。同様に、法律家に与えられる訓練は、英国における法律的訓練よりも範囲が広い。スウェーデンの法律学位は、英国の法律学校（ロー・スクール）で通常みられない社会科学の要素をも含む。スウェーデンのオンブズマンは、4年の任期で国会によって任命され、任期は更新される。第2期に対する更新は普通であるが、退職年齢まで自動的に更新されるということは確実ではない。

アルフレッド・ベックセリウス氏は、1972年までオンブズマンとして17年間勤務した。かれの長期間にわたる奉職は、必ずしも前例を作ったと考えるべきではない。オンブズマンが辞任すると、しばしば最高裁判所の判事に任命される。バツテイル・ウッネルグレン氏は、1975年にオンブズマンを辞任した際、最高裁の裁判官に任命された。この折、引退したもう1人のオンブズマン、グンナー・ザイレソソン氏も国会の法律顧問となった。

（前号に引きつづき東海大学出版会の厚意により同会出版の「オンブズマンの制度と機能」より転載、次号につづく）

スウェーデンに関する最近の著書論文

Recent Papers on Sweden

内藤 英 憲（日本大学教授、スウェーデン社会研究所理事）

『消費協同組合——その実績と問題点——』 「福祉社会スウェーデンの新しい動向」

成文堂、昭和54年10月所収

『北欧の消費者王国』（福田雅一氏と共著）

朝日新聞社、昭和55年2月

『消費協同組合における統合』

スウェーデン社会研究月報、昭和55年2月

『協同組合スウェーデン』

三田評論、昭和55年4月

『スウェーデン小売業と消費協同組合』

日本大学経済学部産業経営研究所月報、昭和55年9月

『消費協同組合——日本と西欧の比較——』

「大系民主社会主義5」 文芸春秋社、昭和55年12月

『小売業における合理化とその影響——スウェーデン小売業の現況にみる——』

国民金融公庫調査月報、昭和56年1月

『店舗数激減のスウェーデンその後』

日経流通新聞、昭和56年2月17日

フェルディーン・スウェーデン首相夫妻、中国を公式訪問

トールビョーン・フェルディーン、スウェーデン首相夫妻は、このほど初めて中国を公式訪問し、4月7日、趙紫陽中国首相と会談が行われた。

両首脳は、若干の国際問題、特にポーランド情勢について意見を交換したが、多くの点について両国の見解に共通点があることが確認された。

また、席上、フェルディーン首相は、スウェーデンの対台湾兵器売却報道を否定し、これまでいかなる兵器も台湾に売っていないと声明した。

ノーベル賞医学・生理学部門選考委員長ペルノウ博士来日

ノーベル賞医学・生理学部門の選考委員長、王立カロリンスカ医科大学学長ベント・ペルノウ博士が4月5日来日した。

これは、日本学術振興会が「外人研究者招聘計画」の一つとして企画されたもので、博士の専門分野の蛋白質に関するゼミナールのほか、ノーベル賞の選考基準に関する講演などが行われた。

《SIPニュース》

躍進めざましいスウェーデンの電子産業

工業庁(The National Swedish Industrial Board)——電気業界の現在の状態と将来の可能性を調査するため、政府により設けられた——の発表によると、スウェーデンでは、近頃、中小電器メーカーの躍進が目ざましく、他の工業に対しても徐々に重要な役割を果たしてきており、1980年代のうちにも業界随一の躍進をとげるのは必至だという。

また、スウェーデン工業界には、他部門の優良企業と比較しても非常に高成長をとげている中小以下のさらに小規模な電器メーカーが存在するが、それらはおよそ40を越える地域に広がって、今や国中に均等に新しい職場を生み出しつつある。

工業庁の話では、躍進の見込まれている地域は、常に電子産業と機械エンジニアリング業の活動がオーバーラップする所であるという。

なお、電子産業の急速な成長の一因

に、半導体分野の開発が、新しい製品及びその応用製品の必要を促したということがあげられるが、同時に、より大きな電器メーカーや高度な技術研究所等を構成する下部組織の発展とスウェーデンの大企業にとってかわった限定された購買作戦もこれを助けたと言えよう。

この、電子産業のみの輸出総額10億クローナ＝2億2,500万ドル(邦価約570億円)も比較的大きな数値ではあるが、さらに重要なのは他のエンジニアリング業への出荷の結果生ずる輸出高、すなわち潜在的な輸出高の方である。現在、他工業への電子産業及び半導体技術のノウハウ伝授が盛んである。

スウェーデンのエネルギー法案

石油への依存度70%から40%に

新エネルギー及び石炭利用の増大

新エネルギー及び再生エネルギー利用の増大と石油、天然ガス、石炭の採掘強化——この二つが此度政府の提出したエネルギー法案の主要項目であり、政府は、この法案の中で1990年までに、石

油への依存度を現在の70%から40%までに引き下げる予定であることを明らかにした。更に政府は、今後3年の内に、総額17億クローナ=3億7,500ドル(邦価約969億円)にのぼる石油代替基金の設立を計画している。

また、2010年までの原子力エネルギーの漸次撤去を含む此度の新法案の重要な項目の一つに、石炭利用の大巾な増大があげられる。政府は、80年末には、石炭消費——主に、大規模暖房、発電、暖房装置用——を、およそ400~600万トン増大させると同時に、年間約300万トンにのぼる石油を森林の廃物・ピート等に代替させる計画である。

目下、ピート利用の発電所に関する実際的な研究が、中央及び南スウェーデンで行なわれている。

新法案は、また、石油の代わりに純粋なメタノール(M100)で作動する自動車の開発や、15%のメタノール(M15)を含む希釈ガソリンの利用等を奨励している。国立スウェーデンガス会社(Swedegas AB)では、天然ガス利用の増大を目的とする研究開発に財政的援助を与える意味で新規のローンを設定する予定であるという。

なお、此度の法案が施行されれば、溶鉱炉・ボイラー等の年間約5,000m³の重油消費は固形燃料

に切り換えられることとなり、それ以外にも、年に1,000MWの別の地方暖房網の拡充、水力発電の大巾な増大(現在の2~3TWhから1990年までには65TWhに)、1982年半ばまでの国立エネルギー庁設立等の計画が実行に移される運びとなる。

政府は、更に、向こう3年間に過去同期よりおよそ5億6,500万クローナ(322億500万円)増の14億クローナ(798億円)をエネルギー開発につき込む予定で、これはスウェーデンにおいてかつて単一の研究開発に投資された最高金額であるという。

今回の法案で、最も重点がおかれているのが、国内のエネルギー源——風力、ピート、森林、太陽熱等を含む——利用のための新技術開発の項目で、次いで、清潔な石炭燃焼技術やエネルギー節約等にもかなりのウエイトがおかれている。その他、石油に代わる自動車燃料、ヒートポンプ、太陽エネルギー、熱の貯蔵等の技術開発にもかなりのスペースがさかされている。

なお、法案によると、スウェーデンは、1984年までに650m³の原油を貯蔵する早急な必要性があるという。

法案は、2月17日に国会に提出された。

事務局より 福祉研究会について

第5回福祉研究会 去る4月25日に藤田千枝氏の「スウェーデンの児童福祉・家庭福祉」に関する講話と討論会を開催した。

第6回福祉研究会 5月23日(土)に連続研究会のまとめとして庭田範秋慶応義塾大学教授の「社会福祉の本質と在り方」について講話と討論を行う。

スウェーデン社会研究所(平田富太郎所長)では、今年夏に予定している「高齢化社会視察調査団」(団長、佐々木大理事)の参加者を募集している。

訪問国は英国、スウェーデン、デンマーク、ドイツ連邦共和国、フランスの五カ国。

旅程は、八月二十三日に東京を発ち、九月六日の帰国。その間、ストックホルムにあるスウェーデン厚生省をはじめ、社会保険庁、労働市場庁、老人病院、マルメの市役所(福祉部)、老人ホーム、ルンド大学などへ。

ドイツ連邦共和国(西独)ではデュッセルドルフにある経済社会科学研究所。パリではARRCO(職業別協約年金連合会)。英国のロンドンでは社会保険庁、トレ

高齢化社会視察調査団

参加者募集

各地でワークショップ開催

ードユニオン・コンGRESSなどへの視察訪問が予定されている。

旅行費用 七十二万円(十五~二十四人の場合)、六十二万円(二十五~三十人の場合)を予定している。

申し込み・問い合わせ (株)スウェーデン社会研究所
【東京都千代田区丸の内二丁目一丸ビル七八一号室
☎〇三(二一二)一四八〇・一四四七】へ。

なお、申し込みの受け付けは五六年六月三十日まで。ただし、三十名になり次第、締め切ります。

(社)スウェーデン社会研究所